別表第３（第１４条関係）

　卒業に必要な最低修得単位数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 教養科目 | 専門基礎科目 | 専門科目 | 合計 |
| ２９単位 | ３０単位 | ６３単位 | １２８単位 |
| 自由選択科目６単位（注） | | |

（注）自由選択科目６単位には，第７条に規定する他の学部の授業科目及び第８条に規定する他の大学等における授業科目に係る単位を含む。

　自由選択科目６単位には，教養科目のうち２単位までを含めることができる。